◇市の責務

市では、条例の基本理念をもとに市全体が環境保全に取り組めるよう、総合的な計画や対策を立て、実施します。

市の責務 具体的には…

⇩規制を設けます

市は、環境に影響を与える行為に対しては、必要な規制を設けることになります。

また、公害などを事前に防止するために、事業者と環境に関する協定について協議し、締結することに努めます。

⇩環境を考えた施設の整備

市では、引き続き下水道、廃棄物の処理施設などを整備していきます。しかし、これからの事業では、計画の段階から環境への影響を考えて進めていきます。場合によっては、事業の見直し、縮小もありえます。

また、施設の建設や建設後の維持管理に関しても環境への影響を考え、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用や廃棄物の減量を促進します。

⇩自発的活動の後押し

市では、市民の皆さんに環境への関心と理解をいただき、自発的に活動してもらいたいと考えています。そのため、環境についての教育活動を行い、環境活動への参加を広く呼び掛けます。また、民間の団体などの自発的な緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動などを行いやすいような制度を作って、後押しします。

⇩情報の提供

四月からは、情報公開条例が施行されます。当然、環境に関する情報も対象になります。

そこで、市内各地の環境に関する情報を収集し、提供できる体制を作ります。調査が必要な地点では監視、測定を行い、その結果も随時公開することになります。そして、情報公開制度を利用して寄せられた意見を今後の施策に生かします。

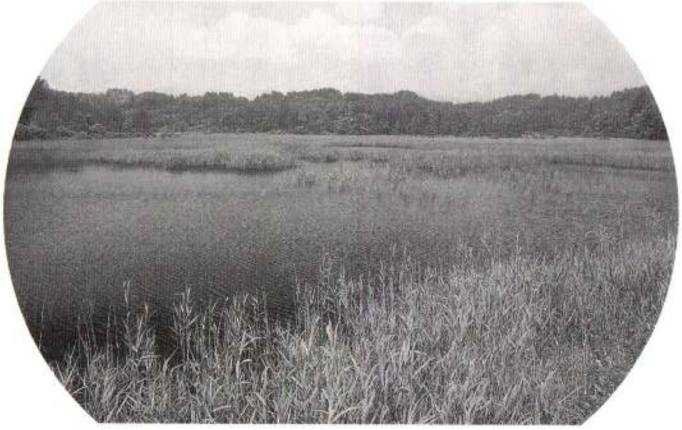

⇩広域的な取り組み

環境の問題は一市町村の問題にとどまりません。広い範囲に及びますので、広域的な取り組みが必要とされます。そこで、国や県あるいは周辺市町村との協力や情報交換を行います。また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨問題など、地球レベルでの環境保全についても努めます。

⇩環境審議会の設置

こうして制定された環境条例が実際に守られているかどうかは非常に気になるところです。そこで調査、審議する機関として「大館市環境審議会」を設置します。市長の諮問に応じ、委員が環境基本計画、基本事項や他の条例の規定に併せて、調査、審議します。

次号では「環境保全条例」を紹介します。